

# 学校いじめ防止基本方針

貝塚市立第三中学校  
令和7年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「かかわり合いながらともに高め合う集団づくり」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、各学年生徒指導担当  
児童生徒支援加配、人権教育担当、(SC、SSW)

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取り組み状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置づける。

### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

貝塚市立第三中学校 いじめ防止年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	生徒会キャンペーン (あいさつ運動)	生徒会キャンペーン (あいさつ運動)	生徒会キャンペーン (あいさつ運動)	生徒会キャンペーン (あいさつ運動)
	小中連携によって把握された生徒状況の集約 学活(第一声)	学活(第一声)	学活(第一声)	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	いじめ対策委員会
5月	オリエンテーリング (コミュニケーション能力の育成)	フィールドワーク	修学旅行	
	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間	教育相談週間 いじめ対策委員会
6月	スマホ安全教室の実施	保護者懇談週間	保護者懇談週間	いじめ対策委員会
7月	保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有)	保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有)	保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有)	
	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	アンケート回収・考察 いじめ対策委員会

8月				
9月	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール いじめ対策委員会
10月	生徒会キャンペーン 「体育大会を成功させよう」 体育大会	生徒会キャンペーン 「体育大会を成功させよう」 体育大会	生徒会キャンペーン 「体育大会を成功させよう」 体育大会	生徒会キャンペーン 「体育大会を成功させよう」 体育大会
11月	喫煙防止教室 教育相談週間	薬物乱用防止教室 教育相談週間	薬物乱用防止教室 教育相談週間	教育相談週間 いじめ対策委員会
12月	保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有) いじめアンケートの実施  生徒会キャンペーン活動 (仲間づくり推進運動)  貝塚市フィールドワーク	保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有) いじめアンケートの実施	保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有) いじめアンケートの実施	いじめ対策委員会 保護者懇談週間 (学校・家庭での様子の共有)  いじめアンケートの実施
1月		生徒会キャンペーン活動 (仲間づくり推進運動) 部落問題学習 (人権学習)	生徒会キャンペーン活動 (仲間づくり推進運動)	いじめ対策委員会 生徒会キャンペーン活動 (仲間づくり推進運動)
2月				いじめ対策委員会
3月	三中ギネス・球技大会 語る会	三中ギネス・球技大会 語る会	三中ギネス・球技大会 語る会	三中ギネス 語る会

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

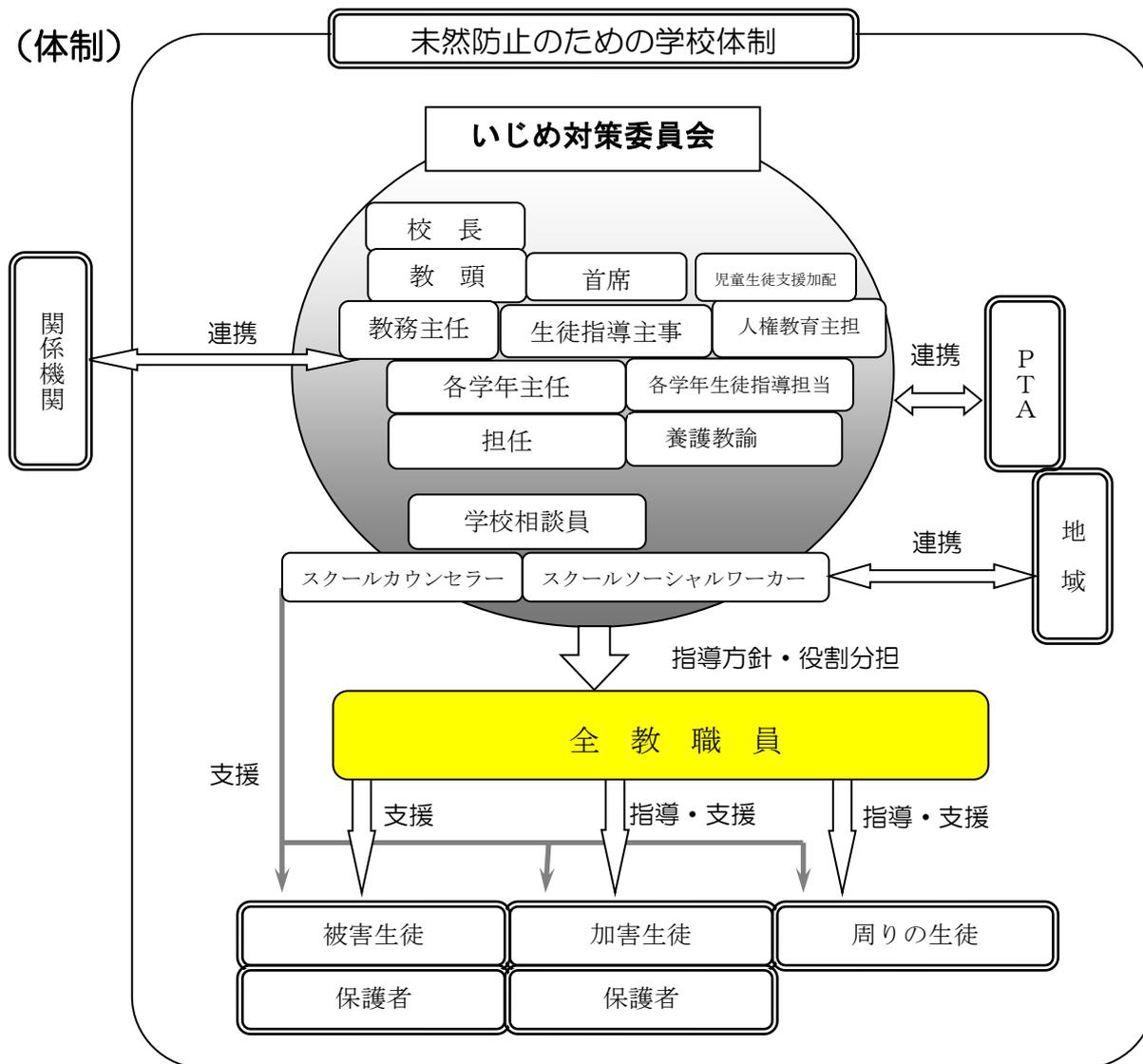
いじめ対策委員会は、毎月開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことを大切にする。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作学校全体で作る。そのためには、常日頃から生徒と教職員のコミュニケーションを大切にする。
- (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことを大切にす。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

(4) ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、達成感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(5) 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

#### (6) 具体的な取り組み

生徒指導部

- ・立腰教育
- ・携帯電話安全教室
- ・いじめアンケートの実施、分析
- ・薬物乱用教室

生徒会執行部

- ・キャンペーン活動。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりということが多。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

#### (2) 家庭での取り組み

保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。学校は、こういった保護者の責務を果たすことができるよう、また、いじめの問題やその取り組みについての理解が促されるよう、保護者に対し、広報・啓発を行います。

(3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として学級担任や生徒指導主事・児童生徒支援加配・学年主任を中心とした校内支援体制を確立し、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を図りながら、全校体制で保護者を支援する。

(4) ホームページ等により、相談体制を広く周知する。

いじめ対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために」を参照。

(6) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために」

## 第4章 いじめに対する対処

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (6) 出席停止について

いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

（貝塚市立学校運営に関する規則第14条より）

※具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にし、外部機関とも連携する。

「5つのレベルに応じた対応問題行動への対応チャート」

5つのレベルを定めることで、状況や基本的対応について教職員の共通理解を図り対応する。

<p><b>レベルⅠ</b></p> <p>例 ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い）等 → 担任・学年が把握し、注意、指導を行う。管理職に報告。</p>
<p><b>レベルⅡ</b></p> <p>例 仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動 等 → 管理職・生徒指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行う。</p>
<p><b>レベルⅢ</b></p> <p>例 暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等。悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為、暴力（蹴る・叩く・足をかける等・被害・影響の比較的軽いもの）等 → 警察や関係機関と連携して校内での指導を行う。</p>
<p><b>レベルⅣ</b></p> <p>例 重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為 等 → 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行う。</p>
<p><b>レベルⅤ</b></p> <p>例 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（被害の程度・背景事情を考慮する）等 → 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移る。</p>

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。  
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。  
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた

者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 掲示板等への誹謗・中傷等の対応、書き込み（メール、ライン等によるいじめについて）の対応については、「ネット上のいじめ」に関する 対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）を参照。

## 第5章 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」

- ・年間30日を目安とする。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

## 第6章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解消」している状態とは、少なくとも次の二つの要件が必要。ただし、これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係わる行為が止んでいること。被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。